

第22期第4回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和3年10月14日(木) 14:00～

2 場 所 福岡県庁4階 漁業調整委員会室

3 議 題

(1) 令和3年下期土石採取計画変更について(協議)

資料1

(2) 福岡湾におけるアカガイ貝桁網漁業の許可について(協議)

資料2

(3) 小型定置網漁業の操業保護区域に係る委員会指示について(協議)

資料3

(4) その他

資料4

3漁管第3318号
令和3年10月12日

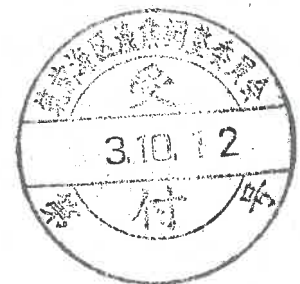
筑前海区漁業調整委員会会長 殿

福岡県農林水産部水産局漁業管理課
(漁 業 調 整 係)



令和3年下期土石採取計画変更について (協議)

このことについて、令和3年10月6日付け3港第734号において、県土整備部港湾課長から事前協議がありましたので、貴委員会に協議します。



令和3年下期土石採取計画変更について

変更前(R3下期当初)

単位: 万m³

採取場所 業者	漁業権 漁場内	数量 種別	漁業権漁場外												合計	
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間磯北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西	小計		
唐津湾海区砂 採取協同組合	0	同意	7.00	5.00											12.00	12.00
		計画	7.00	5.00											12.00	12.00
博多海砂採取 協業組合	0	同意	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00						109.00	109.00
		計画	9.20	6.90	4.10	8.70	6.40	8.30	11.50						55.10	55.10
玄洋海砂採取 販売協同組合	0	同意								7.00	3.00				10.00	10.00
		計画								6.50	2.50				9.00	9.00
北九州砂採取 販売協同組合	0	同意								2.50	2.50	22.50	22.50		50.00	50.00
		計画								2.50	2.50	21.00	21.00		47.00	47.00
合計	0	同意	24.00	22.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	9.50	5.50	22.50	22.50		181.00	181.00
		計画	16.20	11.90	4.10	8.70	6.40	8.30	11.50	9.00	5.00	21.00	21.00		123.10	123.10

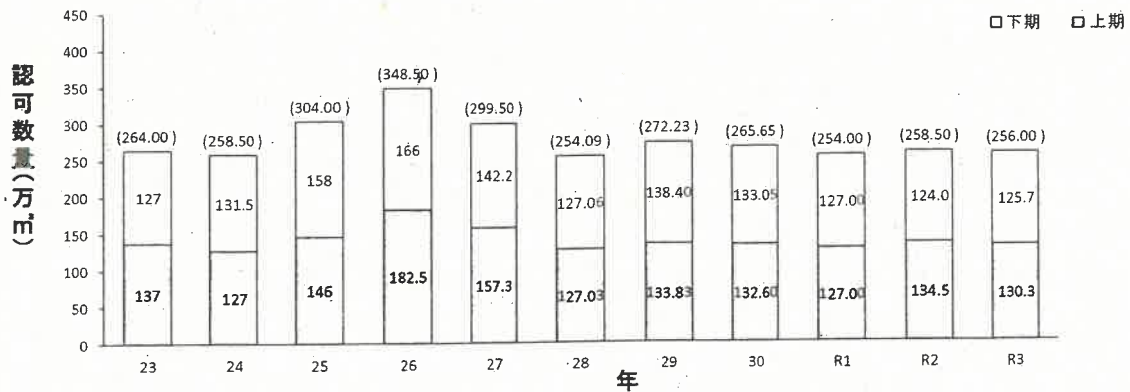


変更後

単位: 万m³

採取場所 業者	漁業権 漁場内	数量 種別	漁業権漁場外												合計	
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間磯北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西	小計		
唐津湾海区砂 採取協同組合	0	同意	7.00	5.00											12.00	12.00
		計画	7.00	5.00											12.00	12.00
博多海砂採取 協業組合	0	同意	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00						109.00	109.00
		計画	10.20	6.90	4.10	8.70	6.40	8.80	12.60						57.70	57.70
玄洋海砂採取 販売協同組合	0	同意								7.00	3.00				10.00	10.00
		計画								6.50	2.50				9.00	9.00
北九州砂採取 販売協同組合	0	同意								2.50	2.50	22.50	22.50		50.00	50.00
		計画								2.50	2.50	21.00	21.00		47.00	47.00
合計	0	同意	24.00	22.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	9.50	5.50	22.50	22.50		181.00	181.00
		計画	17.20	11.90	4.10	8.70	6.40	8.80	12.60	9.00	5.00	21.00	21.00		125.70	125.70

土石採取認可数量の推移(過去10年間)



多海砂採取協業組合

白島西沖 白島沖




(別紙)

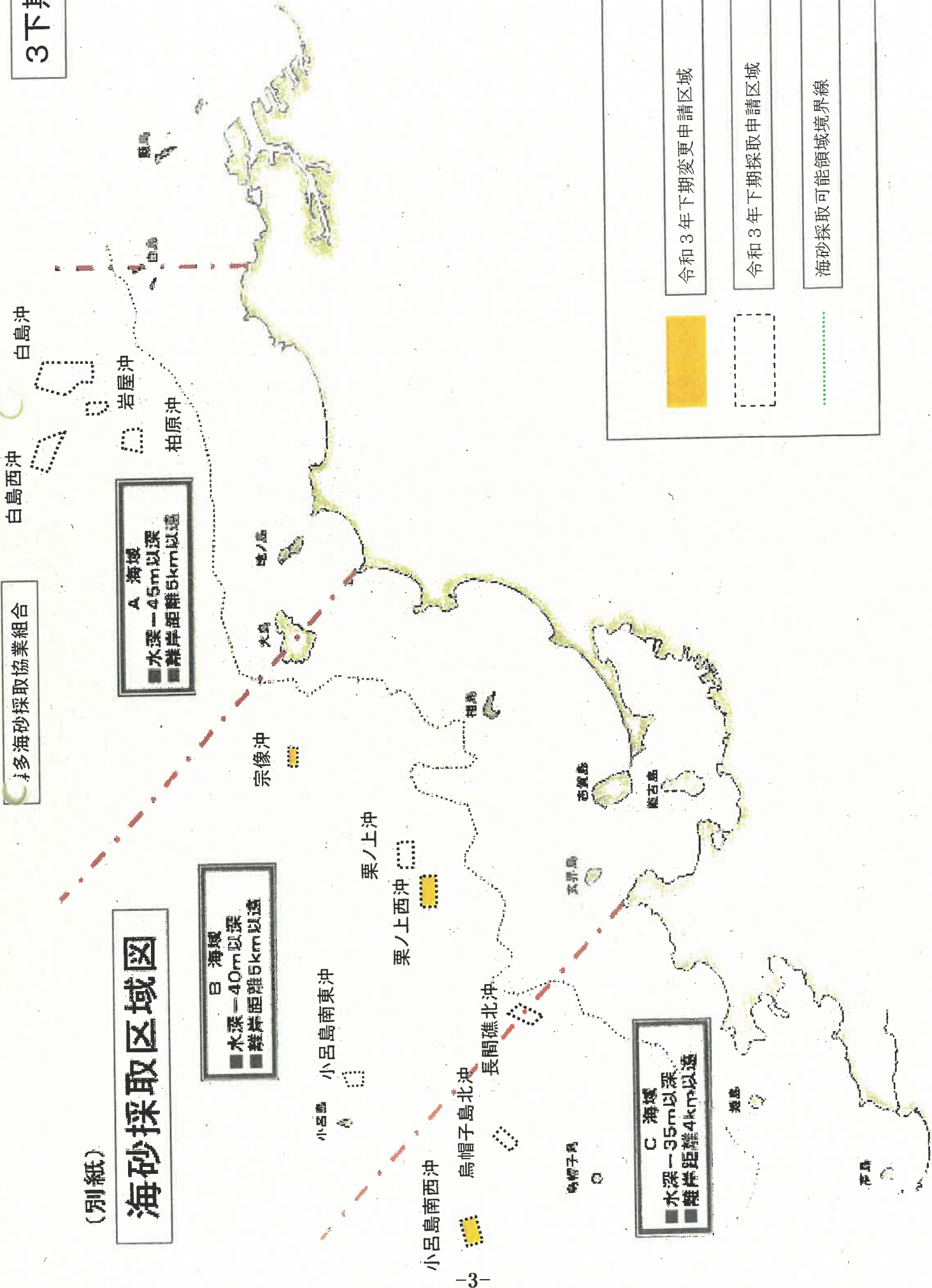
海砂採取区域図

A 海域
 ■水深-45m以深
 ■離岸距離5km以遠

B 海域
 ■水深-40m以深
 ■離岸距離5km以遠

C 海域
 ■水深-35m以深
 ■離岸距離4km以遠

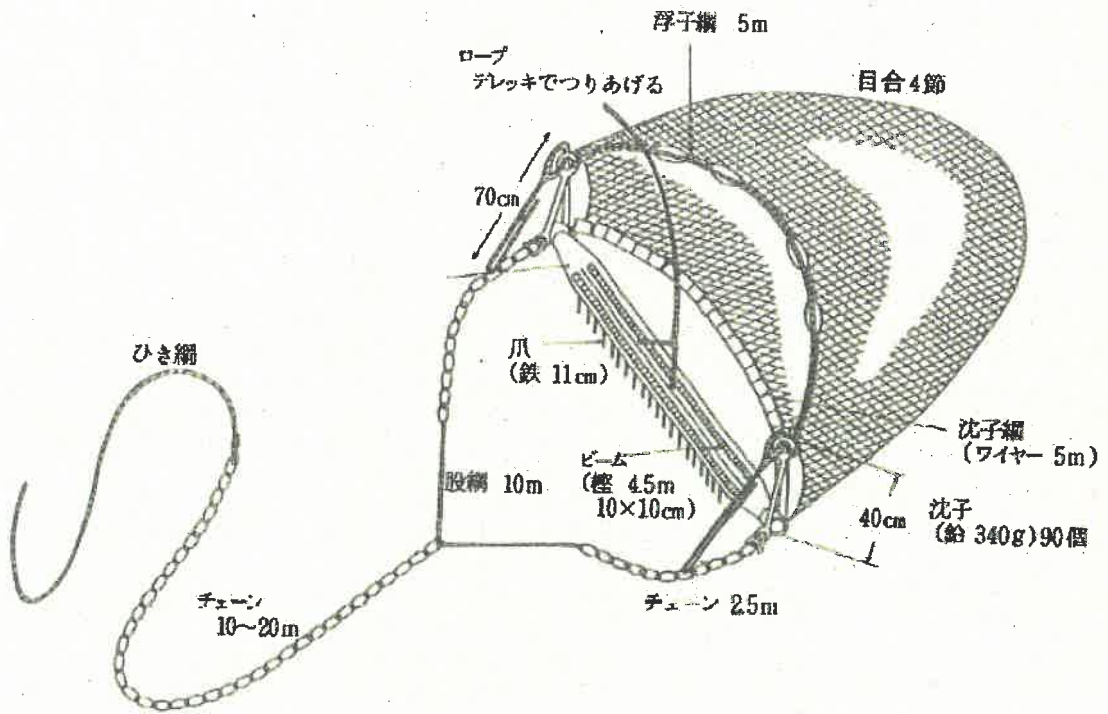
	令和3年下期變更申請区域
	令和3年下期採取申請区域
	海砂採取可能領域境界線



福岡湾におけるアカガイ貝桁網漁業の許可について

令和3年10月14日

漁業管理課



貝桁網漁具参考図



令和3年10月12日

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 様

福岡市漁業協同組合
代表理事組合長 藤野 秀司



箱崎地先、伊崎地先におけるアカガイ桁網漁業の許可について（要望）

筑前海区沿岸漁業の振興並びに調整に関しましては、平素より多大なるご尽力を賜っておりますことと、併せて当組合に対しましても格段のご指導・ご高配を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、当組合では、枯渇したアカガイ資源の再生を目指し、毎年アカガイの稚貝を放流しており、昨年より貝桁網の漁業許可を受けて箱崎地先にて操業を行っているところであります。昨年は、12/26～3/31の間、8日間の操業を行った結果、計67kgの水揚げを上げることができました。そこで、本年も引き続き許可を要望したいと考えております。

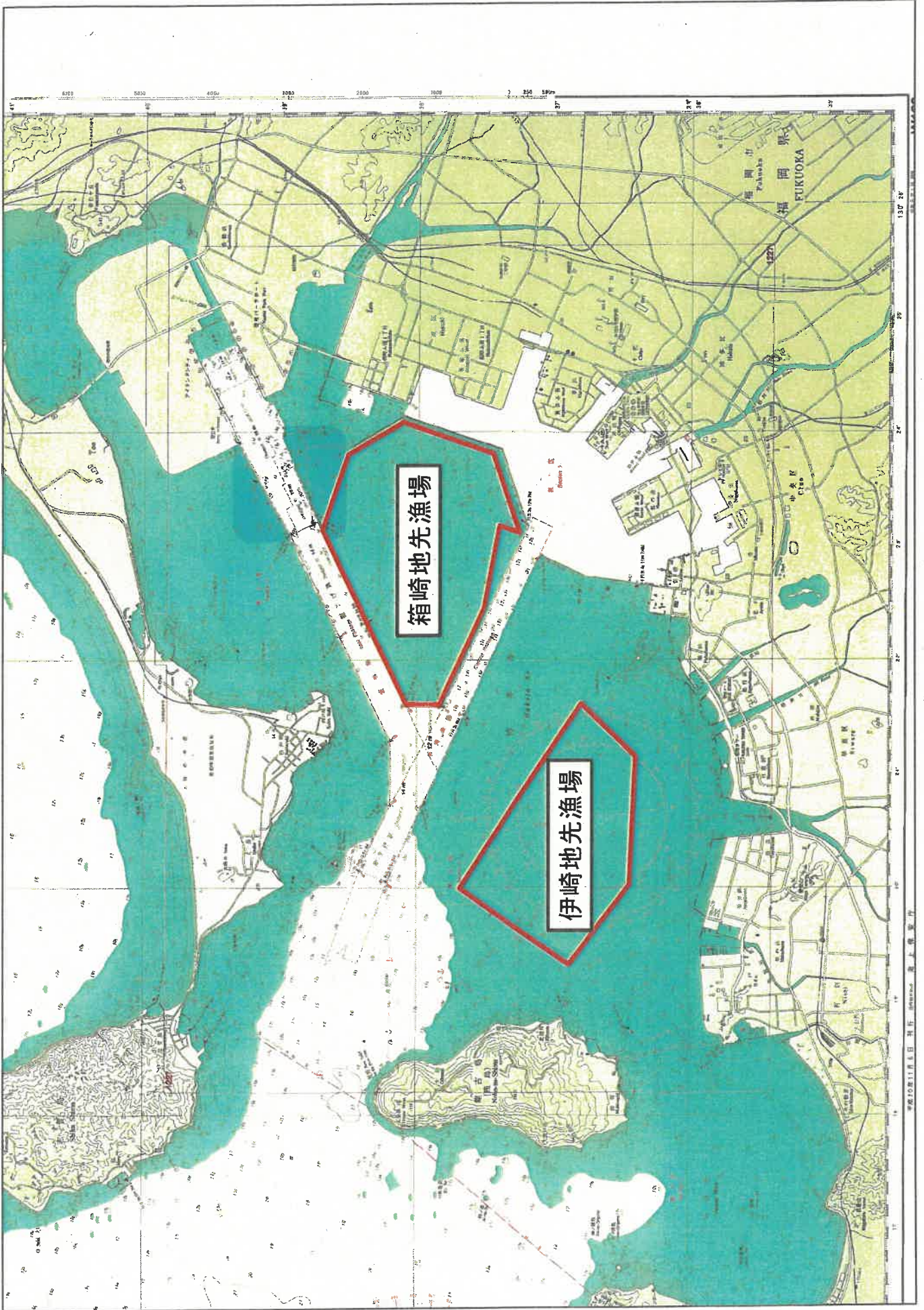
一方、海底清掃時に伊崎地先でもアカガイの入網が確認されており、箱崎地先での放流効果が伊崎地先にも及んでいると思われまます。そこで、今回、箱崎地先と併せて福岡県水産海洋技術センターに資源量調査を依頼しました。令和3年10月5日、10月9日に調査を実施していただきましたところ、漁獲サイズである70mm以上の成貝の推定資源量は、箱崎地先では約40トン、伊崎地先では約15トンであり、いずれも漁業対象として十分見込める量が生息していることが分かりました。

そこで、資源の有効利用を図るため、下記のとおり漁業の許可を要望いたします。

記

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 1. 漁業種類 | 手繰第3種貝桁網漁業 |
| 2. 操業区域 | 箱崎地先漁場、伊崎地先漁場（別紙漁場図のとおり） |
| 3. 操業期間 | 令和3年12月1日～令和4年3月31日まで |
| 4. 操業時間 | 日の出から日没まで |
| 5. 漁具の規格 | 桁の幅 100cm以下、網の長さ2m以下、
網の目合い 80mm以上 |
| 6. 要望隻数 | 箱崎支所、伊崎支所、姪浜支所、奈多支所
3級船 計7隻 |
| 7. その他 | 漁業権管理委員会の同意済み |





福岡湾アカガイ資源量調査結果について

1. 調査日：令和3年10月5日、9日

2. 調査方法

- ・ 昨年操業した箱崎地先に加え、伊崎地先で調査を実施（図1）
- ・ 範囲内で貝桁網を複数回操業し、漁獲されたアカガイの量から資源量を推定

3. 結果

- ・ 箱崎地先の漁獲サイズとなる70mm以上の推定資源量は38.7tであり、前年（40.2t）から大きな変動はみられなかった。
- ・ 今年度初めて調査した伊崎地先の推定資源量は15.4tであった。
- ・ 殻長組成（図2）から、箱崎地先は昨年に比べ小型個体が増加しており、翌年以降の資源の増加が見込まれた。
- ・ 伊崎地先は95mm以上の大型個体が主体であった。

※アカガイの寿命が10年程度であることから、環境変化の激しい博多湾内では長期間安定して生育できない可能性がある。そのため、現在発生している個体群が自然減耗してしまう前に有効利用を図るべきと考えられた。



図1 資源量調査区域

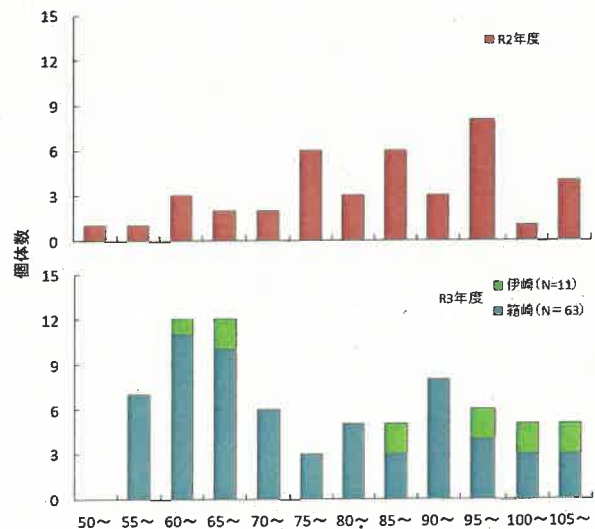


図2 アカガイの殻長組成

令和3年度福岡湾貝桁網漁業許可方針（案）

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
筑前海区	7	福岡市

(2) 操業区域

筑前海区海面

(3) 漁業時期

令和3年12月1日から令和4年3月31日まで

(4) 漁業を営む者の資格

(1) に記載の住所要件のほか、漁業を営む者の資格は次のとおりとする。

- ・筑共第8号共同漁業権管理委員会の同意がある者。

2 許可の有効期間

令和3年12月1日から令和4年3月31日までとする。

3 条件

(1) 次に掲げる区域以外の海域においては操業してはならない。

筑共第8号共同漁業権漁場内であって、次の(ア)～(ケ)の点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域及び(コ)～(セ)の点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域のうち、区画漁業権漁場を除いた区域。

○箱崎地先

- (ア) 北緯33度38.697分 東経130度23.144分
- (イ) 北緯33度38.511分 東経130度23.805分
- (ウ) 北緯33度38.110分 東経130度24.088分
- (エ) 北緯33度37.443分 東経130度23.813分

- (オ) 北緯 33 度 37.246 分 東経 130 度 23.121 分
 - (カ) 北緯 33 度 37.394 分 東経 130 度 23.179 分
 - (キ) 北緯 33 度 37.506 分 東経 130 度 22.458 分
 - (ク) 北緯 33 度 37.828 分 東経 130 度 21.612 分
 - (ケ) 北緯 33 度 38.081 分 東経 130 度 21.620 分
- ※世界測地系

○伊崎地先

- (コ) 北緯 33 度 37.680 分 東経 130 度 20.000 分
 - (サ) 北緯 33 度 36.800 分 東経 130 度 21.620 分
 - (シ) 北緯 33 度 36.400 分 東経 130 度 21.160 分
 - (ス) 北緯 33 度 36.440 分 東経 130 度 20.030 分
 - (セ) 北緯 33 度 36.880 分 東経 130 度 19.330 分
- ※世界測地系

- (2) 日没から日の出までの間は操業してはならない。
- (3) 桁の幅は、1 m以内でなければならない。
- (4) 網の目合は、8 cmより細目のものを使用してはならない。
- (5) アカガイ以外を目的に採捕してはならない。

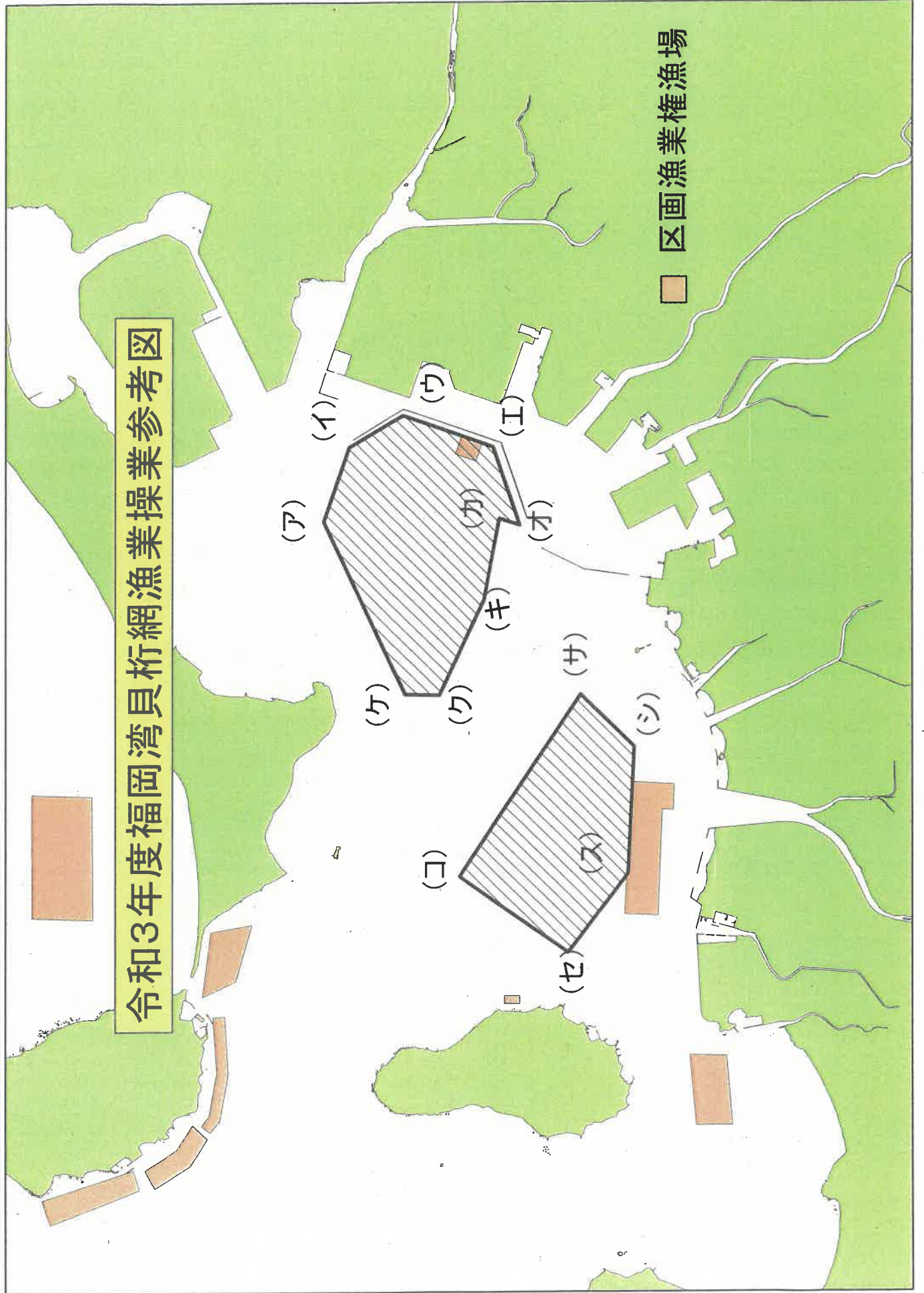
4 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎月翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和3年 月 日から施行する。

令和3年度福岡湾貝桁網漁業操業参考図



(現行)

筑前海区漁業調整委員会指示第179号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、筑前海区における小型定置網漁業の操業を保護するため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が調査研究のために水産動植物を採捕する場合は、この限りではない。

平成29年2月7日

筑前海区漁業調整委員会
 会長 本田 清一郎

1 指示の適用海域
 筑前海区海域

2 指示の内容

次の（1）及び（2）で示した小型定置網漁業の操業保護区域においては、当該小型定置網漁業によるものを除き、水産動植物を採捕してはならない。

（1）落網（登網を持つ小型定置網）

垣網（道網）の前面500メートル及び後面100メートル並びにその他の網部分の周辺100メートル。ただし、姫島漁港東防波堤から北東800メートルの海面に設置される落網（姫島地先）については、垣網（道網）の前面500メートル及び後面300メートル並びにその他の網部分の周辺300メートル。

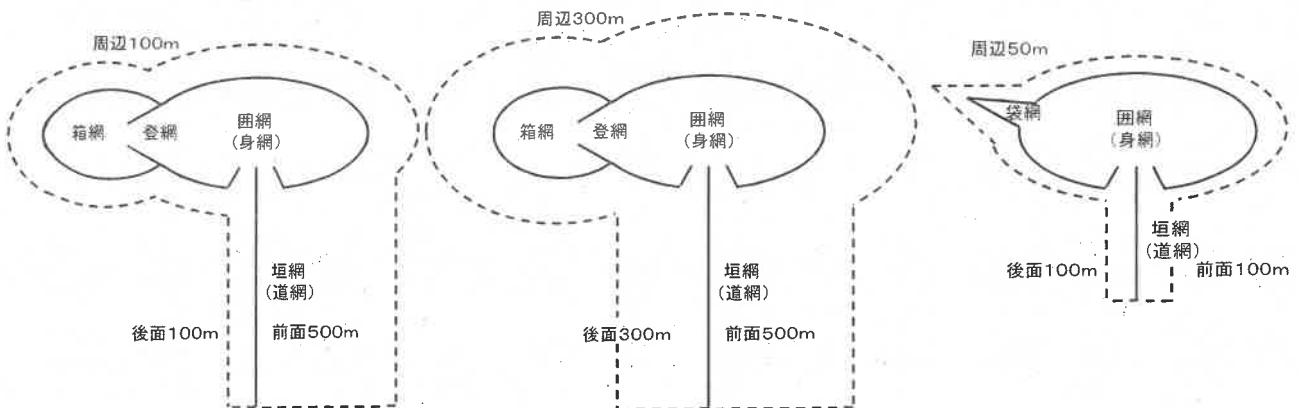
（2）落網以外の小型定置網

垣網（道網）の前面100メートル及び後面100メートル並びにその他の網部分の周辺50メートル。

3 指示期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

小型定置網漁業の操業保護区域（参考）



落網（姫島地先以外）

落網（姫島地先）

落網以外の小型定置網

(原案)

筑前海区漁業調整委員会指示第200号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における小型定置網漁業の操業を保護するため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が調査研究のために水産動植物を採捕する場合は、この限りではない。

令和年 月 日（公報登載日）

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一

1 指示の適用海域
筑前海区海域

2 指示の内容

次の（1）及び（2）で示した小型定置網漁業の操業保護区域においては、当該小型定置網漁業によるものを除き、水産動植物を採捕してはならない。

（1）落網（登網を持つ小型定置網）

垣網（道網）の前面500メートル及び後面100メートル並びにその他の網部分の周辺100メートル。ただし、姫島漁港東防波堤から北東800メートルの海面に設置される落網（姫島地先）については、垣網（道網）の前面500メートル及び後面300メートル並びにその他の網部分の周辺300メートル。

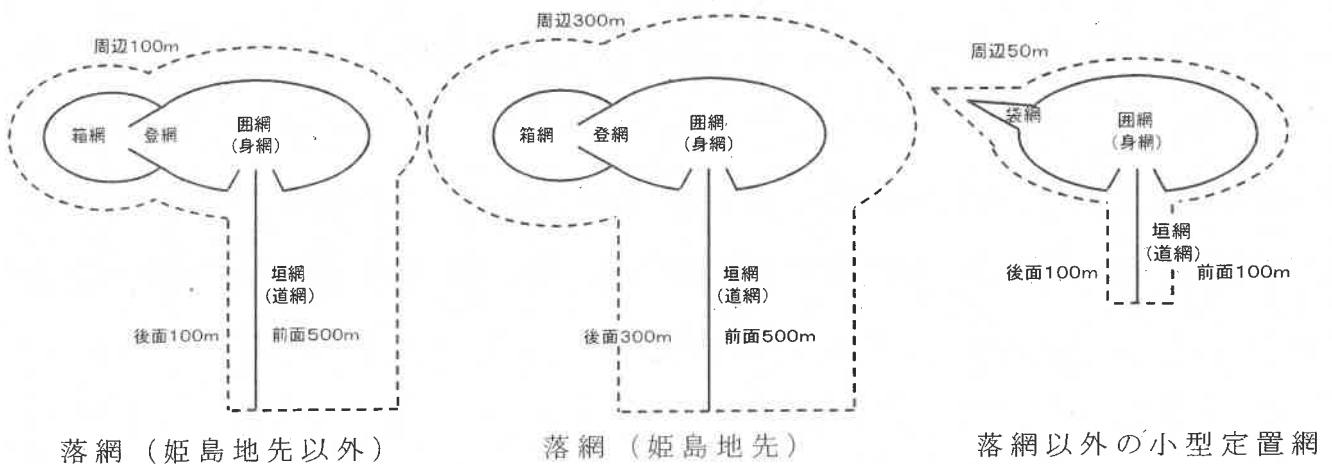
（2）落網以外の小型定置網

垣網（道網）の前面100メートル及び後面100メートル並びにその他の網部分の周辺50メートル。

3 指示期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

小型定置網漁業の操業保護区域（参考）





要 望 書

令和3年9月29日

筑前海区漁業調整委員会

会 長 富重 信一 様

福岡県漁業協同組合連合会

代表理事会長 佐藤 政俊



日頃より、筑前海沿岸漁業の振興並びに調整に関しまして、多大なるご尽力を賜っておりますことと、併せて当連合会に対しましても格段のご指導、ご高配を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、筑前海では、小型定置網漁業を保護するため、昭和27年から貴委員会の指示によって、定置網周辺の採捕行為を禁止していただいているところです。

近年は、水産資源の減少によって漁家経営の厳しさが増しており、その中で漁業者の収入源として、小型定置網漁業は重要な位置づけとなっております。

つきましては現在、発出していただいている小型定置網保護の委員会指示を、令和4年3月以降も継続して発出していただきますよう、特段のご配慮をお願い致します。



第1節 落網

落網 おいあみ

漁具の構造

この漁具は垣網（道網）、罎網（身網）、登網及び箱網からなり、定置網としては最も大型のものである。普通、箱網は1つだが、罎網の両端についたものや箱網を2つ連結したもの、登網に天井網をつけたもの等形はさまざまである。

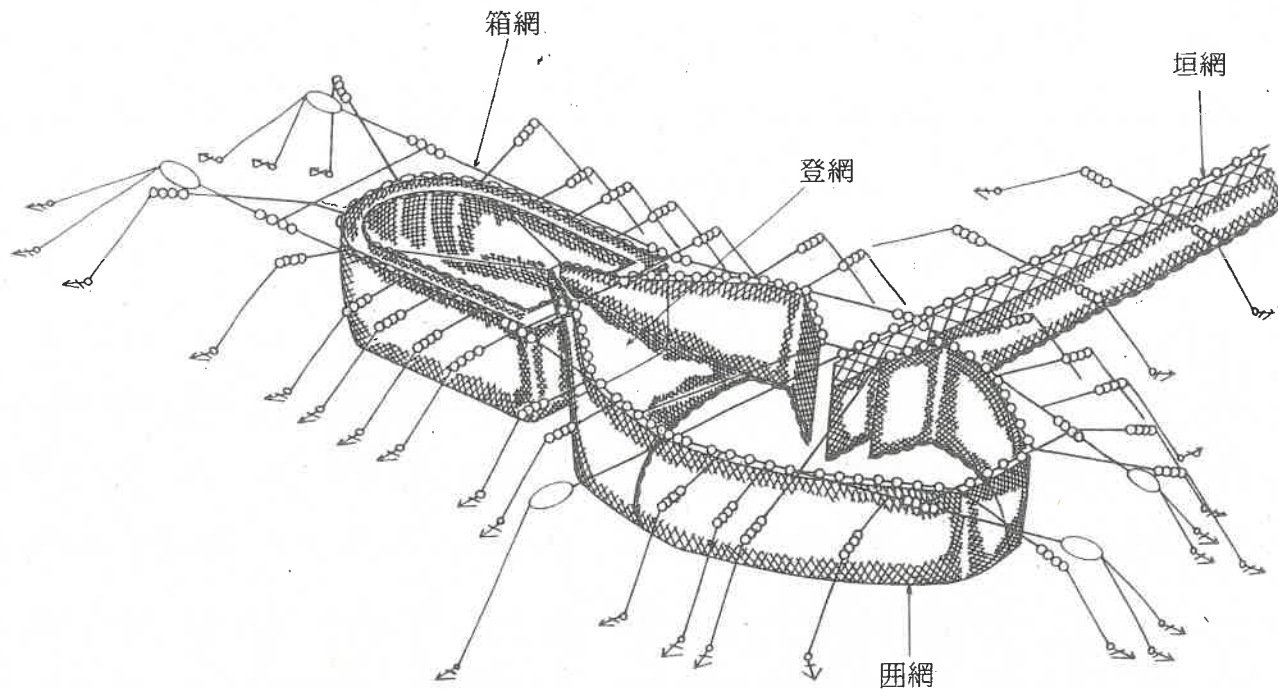


図9・1 落網見取図

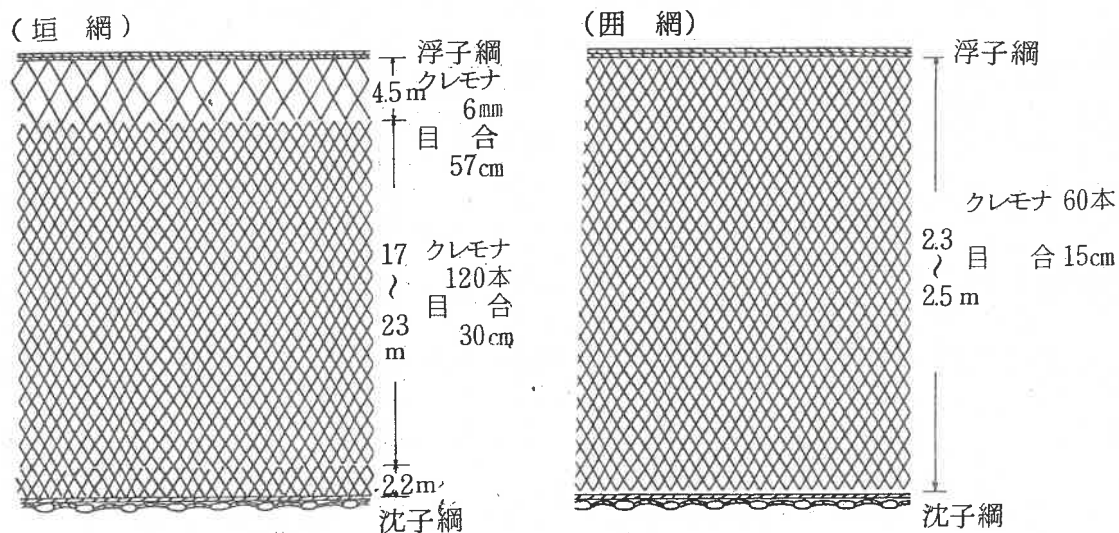


図9・2 落網漁具図

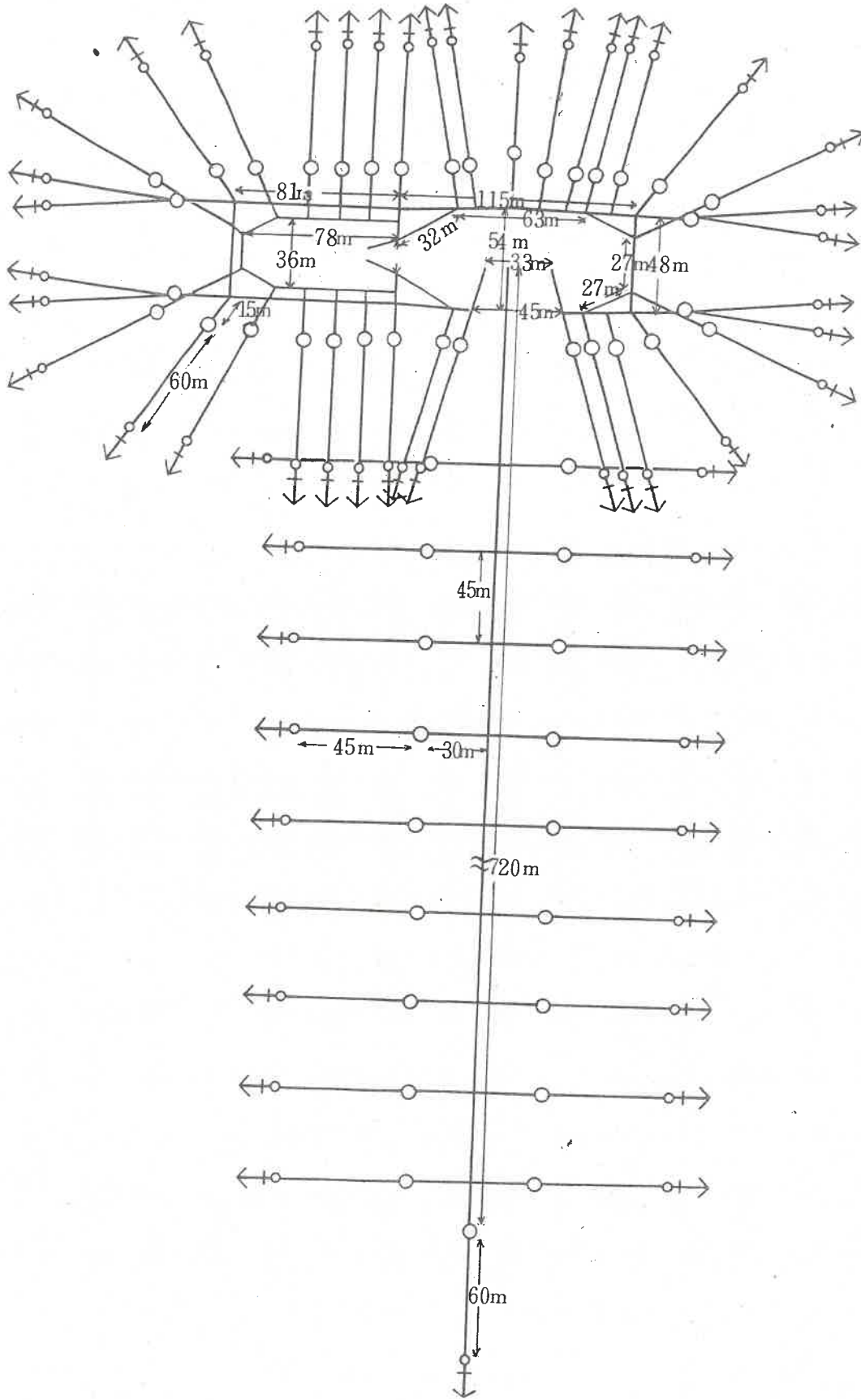


図9・3 落網漁具敷設図

漁 法

漁具は、垣網を岸近くから沖に向かって一直線に設置し、その先に囲網を設置する。魚は垣網で囲網に誘導され、囲網の中で遊泳するうちに登網を通して箱網に入る。揚網は囲網と箱網のつなぎ目のところに船を持っていき、まず、内登網（箱網の中にある登網）の底を取って上げ、次に、箱網の底を取って少しづつたぐっていき、箱網に入った魚を箱網の端にある魚捕部へ追込んで集まった魚を取り上げる。

以前は2隻で取り上げていたが、近年は1隻でネットホーラを使用して取り上げるというもある。普通1隻に7～8人乗り操業する。操業は通常朝方に1回行うが、漁模様によっては夕方にも行うことがある。1回の操業に40～60分かかる。また、網は常に海中にあるため網目が詰まるので、定期的に網を入換える。

漁 期

周年（盛漁期9～11月）

漁 場

筑前海（水深25m以浅の地先）

漁獲物

ブリ・イカ・イワシ（3～5月）、イカ・イワシ・トビウオ・アジ（6～8月）

イカ・サバ・アジ・イワシ・サワラ（9～11月）、マイワシ・イカ（12～2月）

全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議における提出議題
 (平成20年度以降)

会議年度	筑前海区関連議題	要望事項
H20年	なし	
H21年	なし	
H22年	なし	
H23年	なし	
H24年	①我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船の操業禁止について	1 東経129度以東海域での、韓国はえ縄漁船の操業を禁止すること。 2 操業禁止に至るまでの間、取り締まり強化や我が国漁船の安全操業を確保すること。
H25年	①我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船の操業禁止について ②大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直しについて	1 東経129度以東海域での、韓国はえ縄漁船の操業を禁止すること。 2 操業禁止に至るまでの間、取締り強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。 1 本県沖ノ島周辺海域には漁場造成事業を実施しており、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。 2 従来からある操業禁止区域での違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとするとともに、罰則の強化を図ること。
H26年 ～29年	①我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船と我が国ふぐはえなわ漁船の操業秩序維持について ②大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について	1 取締り強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。 2 日韓漁業共同委員会において、我が国漁船が安心して操業できる協定を締結すること。 3 国は、民間協議による協定が順調、円滑に締結できるように強力に支援すること。 1 本県沖ノ島周辺海域では大規模な漁場造成事業を実施し沿岸漁業の振興と資源の涵養を図っており、当該海域の大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。 2 資源保護のため、大中型まき網漁業にも禁漁期間を設

		<p>定すること。</p> <p>3 大中型まき網漁業に使用する全船へ VMS を設置すること。</p> <p>4 従来からある操業禁止区域での違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとするとともに、罰則の強化を図ること。</p>
H30年 ～R2年	<p>①日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について</p> <p>②大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について</p>	<p>1 我が国の EEZ 内における韓国漁船の操業を禁止すること。</p> <p>2 取締り強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。</p> <p>1 本県沖ノ島周辺海域では大規模な漁場造成事業を実施し沿岸漁業の振興と資源の涵養を図っており、当該海域の大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。</p> <p>2 資源保護のため、大中型まき網漁業にも禁漁期間を設定すること。</p> <p>3 大中型まき網漁業に使用する全船へ VMS を設置すること。</p> <p>4 従来からある操業禁止区域での違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとするとともに、罰則の強化を図ること。</p>

全国海区漁業調整委員会連合会 要望結果の概要(H28年、H30年、R2年を抽出)

Ⅲ 沿岸資源の適正な利用について

項 目	結 果
<p>H28年結果</p> <p>1 沿岸漁業と沖合(指定)漁業の調整</p> <p>① 沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄のため、引き続き話し合いの場を主催し、円滑な合意形成に向けた積極的な斡旋を行うこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>関係漁業者の話し合いを通じて資源の合理的な利用を図り、沿岸漁業と沖合漁業が共存共栄することが極めて重要と考えている。各種漁業調整問題については要望等を踏まえつつ、引き続き必要に応じて、立ち会いや斡旋に対応したい。</p>
<p>② 沖合漁業に対し、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止区域の拡大、競合している沿岸漁業者に準じた操業禁止期間の設定、水中集魚灯の使用制限など、沿岸漁業者の意向を踏まえた許可の見直しを進め、調整が整ったものについては随時操業の条件として内容を盛り込むこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>一方的な沖合漁業に対する規制強化は困難であるが、引き続き、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図るべく当事者間における話し合いの斡旋、立会いを行い、漁業者間の協議が十分行われるよう対応したい。</p> <p>許可の見直しに当たっては、関係漁業者の意向も踏まえて適切に対応したい。</p>
<p>H30年結果</p> <p>1 沿岸漁業と沖合(指定)漁業の調整</p> <p>① 沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄のため、引き続き話し合いの場を主催し、円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>関係漁業者間の話し合いを通じて、資源の合理的な利用を図り、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図っていくことが重要であると考えている。</p> <p>地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、引き続き必要に応じて斡旋し、立会い、調整等を行う。</p>
<p>③ 沖合漁業に対し、競合している沿岸漁業者が自主的に行っている資源管理措置への参画及び遵守を指導するとともに、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止区域の拡大など、沿岸漁業者の意向を踏まえた許</p>	<p>【水産庁】</p> <p>一方的な沖合漁業に対する規制強化は困難であるが、引き続き、沿岸漁業と沖合漁業の両者の共存共栄を図るべく当事者間における話し合いの斡旋、立会いを行い、漁業者間の協議が十分行われるよう対応していきたい。</p> <p>許可の見直しに当たっては、関係漁業者の意向も踏まえつつ、対応したい。</p>

<p>可の見直しを進め、調整が整ったものについては随時操業の条件として内容を盛り込むこと。</p>	
<p>R2年結果 1 沿岸漁業と沖合（指定）漁業の調整 ① 沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄のため、引き続き話し合いの場を主催し、円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。</p>	<p>【水産庁】 水産資源の持続的利用に向けて、適切な資源管理のためには、その資源を利用している全ての漁業種類について、その漁業の特性に応じた資源管理措置を講ずることが大切であり、そのためには関係漁業者間の話し合いを通じて、資源の合理的な利用を図り、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図っていくことが重要であると考えている。 水産庁としては、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等を行うことで双方による協議が十分に行われるよう指導してきたところであり、今後もこうした取組を継続してまいりたい。</p>
<p>② 沖合漁業に対し、競合している沿岸漁業者が自主的に行っている資源管理措置への参画及び遵守を指導するとともに、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止（自粛）区域の拡大など、沿岸漁業者の意向を踏まえた許可の見直しを進め、調整が整ったものについては随時操業の条件として内容を盛り込むこと。</p>	<p>【水産庁】 水産物の安定供給を確保するためには、資源の適切な利用・管理を基本として、沿岸漁業、沖合漁業ともにその共存共栄を図っていくことが重要である。 また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、その内容に応じ、利害が相反する当事者が十分な話し合いを行うことにより操業ルールを定め、解決を図ることが重要である。 一方的な沖合漁業に対する規制強化は困難であるが、水産庁としては、引き続き、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図るべく当事者間における話し合いの斡旋、立会いを行い、漁業者間の協議が十分行われるよう対応してまいりたい。 また、許可の見直しに当たっては、関係漁業者の意向も踏まえつつ、適切に対応してまいりたい。</p>
<p>④ 大中型まき網漁船の違反操業の疑義があった場合に、漁業取締り上の情報交換の観点から、VMS 航跡情報を、各都道府県の取締り担当者等に限定して提供すること。</p>	<p>【水産庁】 VMS は指導・取締りを目的として設置を義務付けた経緯があり、現時点では一方的に開示することは困難と考えている。</p>

H30 年結果

沖合（指定）漁業の操業秩序の確立

- ① 大中型まき網漁船に対する実効性の高い指導及び取締りの強化のため、本船だけでなく灯船等（付属船）へのVMS設置を義務づけるとともに、設置情報を公表し、航海中にその作動が停止した場合は、関係都道府県の関係機関に連絡・通報する態勢を整えること。

【水産庁】

平成 24 年の指定漁業の一斉更新において、大中型まき網漁業の網船に対して VMS の設置を義務付けた。

平成 29 年「指定漁業の許可等の一斉更新」の処理方針において、漁業秩序の確立等のため必要と認める場合には、許可船舶に付属する灯船等への VMS 設置等を義務付けるとした。

なお、VMS 情報は各漁船の操業位置等の機微な内容を含むことから、平成 24 年の一斉更新において、水産庁における指導・取締り目的のみに使用することを条件に導入した経緯があり、関連情報を開示することは困難。

- ② VMS を有効に活用した違反操業の抑止に努めるとともに、禁止区域での水中集魚灯の使用など VMS だけでは対応できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、十分な罰則によって迅速厳正に行うこと。

【水産庁】

水産庁所属の漁業取締船 44 隻及び、漁業取締航空機 4 機により違法操業が頻発する海域・期間において、集中配備や海上保安庁との連携等により、機動的な取締りを実施している。

VMS による違反抑止効果はきわめて高いと考えており、平成 29 年の一斉更新では、原則として全許可船への VMS の設置・常時作動等を義務付けている。

処分については、原則、司法送致を行うとともに、漁業許可の停止や漁船の停泊等の行政処分で厳正に対処している。

- ③ 大中型まき網漁船に違反操業の疑義があった場合は、沿岸と沖合漁業との円滑な操業調整の観点からも、公平性と透明性のある措置を行うこと。VMS 航跡情報の運用については、沿岸と沖合漁業との合意形成に向けた話し合い等、積極的な斡旋を行うこと。

【水産庁】

VMS 情報は各漁船の操業位置等の機微な内容を含むことから、平成 24 年の一斉更新において、水産庁における指導・取締り目的のみに使用することを条件に導入した経緯があり、違反情報として一方的に開示することは困難。

<p>R2 年度結果</p> <p>沖合（指定）漁業の操業秩序の確立</p> <p>① 大中型まき網漁船に対する実効性の高い指導及び取締りの強化のため、本船だけでなく灯船等（付属船）へのVMS設置を義務づけるとともに、設置情報を公表し、航海中にその作動が停止した場合は、水産庁による指導取締りを強化し、関係沿岸都道府県の関係機関にその結果を公表すること。</p> <p>なお、VMS航跡情報の運用については、当初の設置目的にとらわれることなく、水産資源の適切な管理のためにも、国の責務として積極的な改善を行うこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>大中型まき網漁業の火船等へのVMS設置については、平成29年「指定漁業の許可等の一斉更新」についての処理方針において、漁業秩序の確立等のため必要と認める場合にはVMS設置等を義務付けるとしたところであり、個々の事案に応じ適切に運用していく考えである。</p> <p>火船等への設置情報の公表については、個々の不利益処分の内容であり、また、VMS作動停止による水産庁の指導取締りの結果の公表については、個別具体的な取締り情報であることから、対応することは困難である。</p> <p>「VMSの航跡情報の運用」がVMS情報の公表であるならば、この情報には各漁船の操業位置等の機微な内容を含むことから、平成24年の一斉更新において、水産庁における指導・取締り目的のみに使用することを条件に導入した経緯を踏まえれば、関連情報を開示することは困難である。</p>
<p>② VMSを有効に活用した違反操業の抑止に努めるとともに、禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは対応できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>指定漁業については、平成29年「指定漁業の許可等の一斉更新」の処理方針において、一斉更新後の許可期間中（令和4年中）に、原則として全許可船への「衛星船位測定送信機（VMS）」の設置・常時作動等を義務付けるとしたところであり、VMSを有効に活用し、違法操業の抑止に努めていく所存である。</p> <p>禁止区域内での水中集魚灯の使用など、VMSでは対応できない違反については、取締方法を工夫するなどして対応していきたい。</p> <p>違反者に対する行政処分については、事情聴取や聴聞手続き等所定の手続きを踏んだうえで、迅速に行うよう努めているとともに、違反の内容毎に「漁業関係法令等の違反に対する農林水産大臣の処分に係る基準」に基づき厳正に対処している。</p>

IV 外国漁船問題等について

<p>H28 年度結果</p> <p>2 漁業協定等の見直し</p> <p>③ 我が国漁船と漁場競合する韓国のはえ縄漁船の更なる許可隻数の削減や操業規制の強化、中国のサ</p>	<p>【水産庁】</p> <p>我が国のEEZで最も操業トラブルが多い韓国はえ縄漁船の操業秩序においては、許可隻数を今後5年間で40隻削減（2割削減）することと、違法操業に対する罰則強化等の具体的措置について合意しており、これらをしっかり順守させるとともに、更なる許可隻数の削減や</p>
---	---

<p>ンゴ網漁業に対する取締り体制の構築など、排他的経済水域内における外国漁船の操業条件について、我が国の漁船が安心して操業できるよう、関係漁業者の意向を尊重した協定の見直しを進めること。</p>	<p>操業規制の強化について協議をすすめていきたい。</p>
<p>3 暫定水域等の操業秩序確立と資源管理</p> <p>① 日韓暫定水域、日中暫定措置水域・中間水域及び日台漁業取決め適用水域について、国が責任を持って政府間協議による実効性のある操業秩序を早急に確立させるとともに、各国と共同で資源回復・管理対策を講じること。日韓暫定水域については、海底清掃及び漁場交代利用について、民間での合意事項が履行されていない現状を踏まえ、国レベルで調整すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>日本海の暫定水域においては、ズワイガニの資源状況が悪化するとともに、韓国漁船による漁場占拠、漁具の投棄等により、我が国漁船の操業に支障が生じている。</p> <p>このような状況を踏まえ、両国が協力して、日本海の暫定水域における海底清掃事業を維持・拡大していくこと、韓国政府は、浜田沖および隠岐北方水域に漁業指導船各1隻を10月から翌年3月まで常時配置すること、韓国漁船による放置漁具への対策として、漁具実名制を徹底すること、さらに、日韓暫定水域における韓国漁船の漁場占拠問題に対し、漁場の交代利用のための両国政府及び漁業関係者による官民協議会を立ち上げることに合意しており、韓国側と合意した事項の適切な実施を通じて暫定水域等における資源管理措置や漁業秩序の維持が図られるよう粘り強く取り組んでいきたい。</p> <p>【外務省】 (日韓)</p> <p>暫定水域の漁場交代利用のための官民協議会を立ち上げて鋭意交渉しており、引き続き政府としてしっかり取り組んでいきたい。</p>
<p>② 民間協議による協定が円滑に締結できるよう、強力に支援すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>民間協議の合意事項については、関係する水域における漁業秩序の確保に資するものと認識しており、これからも円滑に締結できるよう適切に支援していきたい。</p> <p>【外務省】 (日韓)</p> <p>暫定水域の漁場交代利用の問題も含めて官民協議会を立ち上げて鋭意交渉しており、引き続き政府としてしっかり取り組んでいきたい。</p>

H30 年度結果

② 我が国漁船と漁場競合する韓国のはえ縄漁船の更なる許可隻数の削減や操業規制の強化、中国のサンゴ網漁業に対する取締りを可能にする体制の構築など、排他的経済水域内における外国漁船の操業条件について、我が国の漁船が安心して操業できるよう、関係漁業者の意向を尊重した協定の見直しを進めること。また、協定の見直しが図られるまでの間、中国国内法においても禁止されているサンゴ網漁業の再発防止及び北緯27度以南への中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。

【水産庁】

韓国のはえ縄漁船の操業秩序については、2015年交渉において、隻数を今後5年間で2割削減（マイナス40隻）、罰則強化等の具体的措置の検討・実行について日韓双方で合意しており、引き続き、政府間協議において、これら合意の実行を求めていく。

R2 年度結果

2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理

③ 我が国漁船と漁場競合する韓国のはえ縄漁船について、更なる許可隻数の削減や我が国のEEZ内における操業禁止を含めた操業規制の強化を行うこと。日韓暫定水域内においては、韓国漁船による漁具被害に対して韓国政府に対し操業秩序や操業ルールを厳守させるよう要請するとともに、効果の高い資源回復・管理対策を講じること。また、海底清掃に係る民間合意への積極的な関与と、海底清掃の実施後も、回収しきれない放置漁具が漁場に残っていることから、十分回収できるよう事業を拡充すること。

【水産庁】

我が国水域で操業する韓国のはえ縄漁船については、これまでも違法操業の根絶に向けた協議を行ってきたが、韓国側の対策が不十分であるため、現在は相互入漁を一時中断した上で協議を継続してきている。引き続き、違法操業の根絶に向け、毅然とした姿勢で対応してまいりたい。

また、日本海の暫定水域における操業秩序の維持や資源管理措置等については、①従来から続けている政府間での協議に加え、②平成27年（2015）交渉において合意された、両国の政府と漁業関係者から成る官民協議会における協議を行っており、引き続き、粘り強く取り組んでまいりたい。

また、海底清掃にかかる事業については、水産庁としては、今後も暫定水域等において外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しており、引き続き、必要な額を確保できるよう努力してまいりたい。

【外務省】

現在、日韓漁業協定との関係では、①韓国漁船による違法操業が後を絶たないこと、②日本海のいわゆる、北部暫定水域において、韓国漁船がズワイガニ漁場を事実上占拠していることにより、日本漁船が操業できない状況が続いていること等が大きな問題となっています。

このため、平成28年7月以降、相互入漁を一時的に中断し、韓国側に強く対応を求めています。これらの問題の解決を目指して、外務省としても引き続きしっかり

取り組んでまいります。